

43 東京大学生徒暴行並びに処分の方に付文学部准助教授有

賀長雄辞職並びに大学教授兼理学部長菊池大麓譴責の儀

内申

〔明治十六年十一月〕

曩ニ東京大学々々生徒暴行之者処分之儀及内稟置候以来該件ニ
 関シテハ最早内申候程之儀モ無之候得共該学文学部准助教授有
 賀長雄儀ハ右暴行前学生々徒教導上不可然儀説示致居候事有之
 不都合之次第ニ候処懲戒令ニ拠リ免職可致程之過失トモ認メ不
 申候ニ付右ハ去ル二十日旨ヲ諭シ辞職為致候且又東京大学教授
 兼理学部長菊池大麓儀ハ平常該学生々徒ニ対シ毫モ故意ニ出候
 儀ハ無之候得共其説示中聊カ失語有之自然右心得違ヲ助成セシ
 姿ニ陥リ候間職務上不注意ノ次第ヲ以テ今回別紙之通譴責申付
 候此段及内申候也

(注記1)

明治十六年十一月廿六日

文部卿 福岡孝弟

太政大臣 三條實美殿

東京大学教授兼理学部長菊池大麓

右ハ平常東京大学々々生徒ニ対シ外国ニテハ学生等時々粗暴ノ
 所行アルモ決シテ游惰淫逸ニ流ル、ノ弊ナキ旨ヲ諭示候ハ全ク
 我学生等ヲシテ風俗品行ヲ矯正セシムルノ意ニ出テタル義ト認
 ムトイヘ氏警戒ノ趣旨十分ナラサルヨリ其結果却テ少年輩ノ心
 得違ヲ自然助成セシ姿ニ陥リ候段教授部長ノ職ニ在テ不注意ノ
 次第ニ付譴責ス

明治十六年十一月廿六日

文部卿内申

東京大学文学部准助教有賀長雄辭職并大学教授兼理化学部長
菊池大麓譴責之事

右供 高覽候也

明治十六年十一月廿七日

内閣書記官

太政大臣三條實美殿

左大臣 熾仁親王殿

参議 大木喬任殿

参議 山縣有朋殿

参議 伊藤博文殿

参議 西郷從道殿

参議 井上 馨殿

⑨参議 山田顯義殿

⑨参議 松方正義殿

⑨参議 大山 巖殿

参議 川村純義殿

参議 福岡孝弟殿

⑨参議 佐々木高行殿

(注記1)

「九」(簿册内件名番号)

〔自明治十五年至同十八年
公文別録 文部省〕
2A.1, ⑨29